

第13回熊本市公文書等管理委員会 議事録

1 日時 令和4年(2022年)10月28日(金)13時30分から

2 場所 熊本市役所4階 モニター室

3 出席者(敬称略)

委員会委員 5名

上拂 耕生 (熊本県立大学総合管理学部 教授)

鈴木 桂樹 (委員長・議長/熊本大学 名誉教授)

田川 里美 (株式会社熊本日日新聞社 論説委員)

松永 榮治 (弁護士)

米島 万有子 (熊本大学大学院人文社会科学研究部 准教授)

4 会議内容

(1) 令和4年度(2022年度)廃棄文書ファイルに係る総括について(資料1、資料2)

(2) 公文書の管理の在り方について(諮問)の審議について(資料3、資料4)

(3) その他 中間書庫及び公文書館候補地の現地視察について

5 配布資料

・次第

・廃棄文書に係る事前審査についての意見聴取(総括)(資料1)

・廃棄不可文書 各課対応結果(資料2)

・公文書の管理の在り方について(諮問)の審議について(資料3)

・公文書の管理の在り方についての答申骨子(案)について(資料4)

6 議事

(議長) 第13回熊本市公文書等管理委員会を始める。委員2名が所用のため欠席であるが、委員会規則第3条第2項の規定により、委員の過半数の出席があり、開催要件を満たしているため会議を始めさせていただく。本日は、3つの議題が準備されている。

議事(1) 令和4年度(2022年度)廃棄文書ファイルに係る総括について

(議長) では、(1)について事務局から説明を行い、ご意見をお願いしたい。

※事務局より令和4年度（2022年度）廃棄文書ファイルに係る総括について説明。

（議 長） 今の説明に関して質問等あるか。説明があったように前回の会議で廃棄不可と判断した3つの文書のうち、No.31「特別障害者手当等（災害関係）」の文書が空であった。他の2つの文書No.15「総務局契約事務調査会議」・No.16「総務局契約事務調整会議関係（審議案件）」は、再度精査していただいた結果、政策判断、プロセスに関わるような資料にはあたらない定例的な会議の文書であるため廃棄という判断をしていた。これについて意見はあるか。

（委 員） No.31「特別障害者手当等（災害関係）」は「電子ファイルのみ作成しており中身が空のため廃棄」となっているが電子ファイルは保存するという理解で良いか。

（事務局） 電子ファイル自体の中身が空だったため、保存しない。

（委 員） 電子ファイルというのは外側、箱だけという意味か。中身が電子ファイルということではないのか。

（事務局） そうである。

（委 員） 承知した。

（事務局） 今回、大量のファイルを審査していただき、大変ご苦勞をお掛けした。我々の反省点として、まず地震関連の文書は10年間保存と以前から各課に通知はしていたが、このような結果で廃棄文書として地震関連の文書が出てきてしまったことは我々の周知が足りなかったと反省している。引き続き今回の委員会を踏まえて周知を徹底していく。

また、どうしても前年度に作ったファイルをそのまま年度当初に引き継ぎ、そこへ文書があれば入れていくというのが現在のファイル作成の手順となっているため、なければ空のファイルが発生する。今後は取りまとめの際に系統的に空ファイルが廃棄リストに上がってこないような対策を検討していきたい。

（議 長） 今年度はこのような結果だったということで認めてもらえればと思う。

議事(2) 公文書の管理の在り方について（諮問）の審議について

※事務局より（２）公文書の管理の在り方について（諮問）の審議について説明。

（議 長） 説明の通りである。ご質問等ないか。資料４は別途説明するということで良いか。

（事務局） まず候補地の面から審議をいただき、そのあと答申の骨子案を審議していただきたい。

（委 員） 候補地の建物は、所管する所で公文書館の建物として検討している件を情報共有しているのか。市が活用するにしても、民間に売却するのと同じ形になるのか。

（事務局） そうである。企業会計ということで所管替え（購入）の手続きが必要になってくる。

（委 員） 一般の相場の価格になるのか。

（事務局） そうである。基本的に路線価から評価額を算出してその金額での所管替えになる。

（委 員） 空調等のランニングコストには差が出ないと思って良いか。

（事務局） 現時点ではどういう建物になるか決まらなると、ランニングコストは見込めないため、事務局ではまだランニングコストは算出していない。

（議 長） 最終的に、答申もそうだが、その辺をもう少し詰めて考えないと最終的な決断、決定ができないと思う。ランニングコストは今後検討していただきたい項目である。他にあるか。

（委 員） 感覚的には旧市民病院跡地が良いと思う。場所が利用者にとっては非常に便利だと思う。そうすると、他に旧市民病院跡地を利用したい意見も多いのではと思うが、旧市民病院跡地の競争倍率や優先順位はどうなっているか。

（事務局） まだ旧市民病院跡地をどのように利用するか方針が決まっていない。今の段階では何とも言えないのが実情だ。売却前に市での活用がないのか検討はすると思う。解体が終わっていない段階なので、工事を進めながら市民病院側で検討すると聞いている。

（委 員） リサイクルプラザと旧市民病院の跡地を文書館の候補地として議論していることは、両方に情報が行っているのか。

(事務局) 情報は所管課に伝えてある。

(議長) この委員会でどこまでの範囲で検討できるか。公文書館の候補地が8つあったが、市が持っている施設を市全体としてどう有効に使っていくかという議論になるので、この委員会では議題に上げにくい。悩ましいところ。

(委員) この委員会で決定したところで、別の使い道が決まっている可能性もある。

(委員) 旧市民病院跡地検討委員会等が立ち上がるのでは。どこもほしいと言うと思う。

(事務局) 試算する中で、旧市民病院跡地は改修費用が非常に高額になるところがマイナス面に影響するのではと感じていた。

(委員) No.8のリサイクルプラザについて、権限は市にあると思うが、再利用するにあたり手続的にパブコメにかける等はあるのか。

(事務局) 今後具体的な候補地の方向性がある程度できたら、我々で基本計画を作成していきたいと考えている。そういった基本計画を作成する中で改めて委員の皆様や市民の皆様から意見を聴きながら進めていきたい。

(委員) リサイクルプラザの工場解体について。管理は事務組合がしていて、それが市に戻ってくるという考えで良いか。

(事務局) 具体的に申し上げますと、解体までは事務組合で行われる。解体後熊本市に譲渡される予定である。その中でどこまで解体が必要か、どこまで活用するかというのが今回の議論に関わってくると思う。

(議長) 工事費の中で解体費は負担しなくて良いということか。

(事務局) そうである。

(議長) 旧市民病院跡地の所管替え費は、ざっくりどれくらいかかるのか。

(事務局) 国道57号線の路線価を掛けて面積で算出した結果、土地代が約5億円から6億円である。

(議 長) 一般市民の目線からすると、旧市民病院の跡地は熊本市の物なのになぜお金を払うのかとなるので説明が難しい。まったく別の会計の独立体としてやっていて、要するに一般会計からお金を払わないといけないということか。

(事務局) そうである。

(議 長) すると、一般市民として理解しようとする場合、病気以外で色々使われている病院の予算の財布から、これに係る費用が移管され、その分だけ負担は減りますという話、イメージでよいか。

(事務局) そうである。市の一般会計の予算の中から病院の会計に支払うということになる。

(委 員) 最初に市民病院が土地を取得したときも病院会計から支払っていたのか。

(事務局) 当時の資料を調べないと分からない。

(委 員) 今は資産として病院会計の中にあるということなのか。

(事務局) そうである。新たに病院を移転する際は市民病院の会計から出した。

(委 員) 最初に市が土地を購入しているのであれば、どうなのか。病院会計に移す際に病院の方から一旦市にお金が入っていたりするのか。

(事務局) その辺の経緯はまだ不明である。

(委 員) 土地を取得した時の最初の経緯で、万が一譲渡という形をとっていた場合、今回も譲渡という形が取れるのではないか。

(事務局) 現在は市民病院の所管で財産という形になる。以前そういった経緯があったとして、そういった手段が使えるのかどうか確認が必要になってくると思う。

(議 長) ただ最初の経緯が明らかになったとしても、現行のルールを変えるのは難しいのでは。

(事務局) そうである。

(議 長) 所管替えの費用は基本的に払う。昔の経緯がこうだったからというのはなかなか難

しいだろう。となれば旧市民病院跡地は45～46億円かかるという計算で良いか。

(事務局) それ以上ということになる。

(議長) ざっくりした計算だがコストだけで見ると、リサイクルプラザになると思うが、他に意見はあるか。

(委員) 現在、一部は改修して利用する方向で検討していると思う。旧市民病院の話だが、大幅な改修が必要となったとき、解体して建て直した方がコスト的には安くなる場合もある。市役所の庁舎の建て替え計画でもそうだったが、改修より建て替えの方が安くなるということもある。場合によっては、全面建て替えの額も一緒に出してもらおうと議論がしやすいと思う。

(議長) それは検討したのか。

(事務局) それも検討したが、現時点では利活用をする前提で取り組んできたので、まずは改修案を出している。建て替えで同規模のものをつくるとなれば金額は同じにしかならない。旧市民病院管理棟もリサイクルプラザ工場棟も、いったん壊して10万箱入る建物を建てる費用は同額になると思う。あとはプラス所管替えの費用が旧市民病院の方にはかかるという感じになるだろう。

(委員) 金額がどうかという話か。

(事務局) そうである。

(委員) それが建て替えた場合に30億円よりも安くなる可能性もあるのではないか。だったら利活用にこだわらずに建て替えの方が財政的にはいいのではないか。

(委員) もっと長く使用しようと思えば最初にきちんと建てていないと、後からメンテナンスにお金がかかる場合もあり、ランニングコストを考えるのであれば最初からしっかりした建物を建ててしまう方が安価になる可能性もあると思う。

(議長) それは検討する甲斐がありそうだ。ただ政策判断としてそれが可能なのか。要するに既存の建物をできるだけ利用しましょうというのがスタンスやポリシーとしてあるのであれば、それに沿わざるを得ない面もあると思う。

(委員) 昨今なかなか新しく建てるのは難しい時代になってきている。空き家問題も全国で

発生している。日本は新築の方が安いことが国際規格で異常だということで、全国的に既存の建物を利活用する動きもある。しかし実際は新築の方が本当に安い。だが実際は議長の発言の通り、市の政策の判断次第である。

財政課としても大変だと思う。未利用財産の管理も財務なら、財政的にどうなのかも財政課の仕事。どちらを取るかだ。普通の問題とはちょっと違うだろう。

(委員) 工場棟もそのまま使うのであればいいが、これだけ大幅に改修となるのであれば。

(委員) 民主主義の根幹にある、知的資源をどうするのかという問題なので、未利用財産の利活用という点よりは、規模的なことを考えると財政的なコストの方が視点としては大事なように思う。

(事務局) 全体的な市の方針としては、市の所管する様々な施設があるが、それらを縮小していく方針。そのなかで、活用していない施設を利用して中間書庫を作り、集約して、他の使用していない施設は売却していく流れも考えられる。であればプラマイはゼロになるのではないかと思う。

(議長) その選択肢が可能かどうかだ。全面建て替えるとなると、リサイクルプラザと旧市民病院跡地で比較した場合は同一額になるのか。

(事務局) 解体費も絡んでくるので、解体する建物の大きさなどによって変わってくると思うが、新築にかかる費用に関しては同じようになると思う。

(議長) ただ旧市民病院の方が解体費用がかかる可能性があるということ。

(事務局) そうである。

(議長) 今日の協議の資料を前提にすれば、30億円といっても巨額である。そのあたりの危惧はあるが、今日の協議でいえばリサイクルプラザとなる。他方、旧市民病院跡地の方が、交通の便はかなり良い。災害リスクの面では、旧市民病院跡地は浸水のリスクがあるがリサイクルプラザの方はない。コスト面では、所管替え費用がかかるか、かからないか。この辺が変わってくる。

この資料の限りでは、リサイクルプラザの方が選択肢になるのではないか。ただ、もう少しランニングコスト等を含めて細かく詰める部分が結構ある。その辺は今後、専門的な知識を入れて詰めてもらいたい。工事費についても福岡の公文書館を基準に当てはめて試算しているわけだが、実際に植木で建てるとなるとどれくらいかかるのか、いろいろなことを考えながら検討が必要だと思う。

(委員) どちらの候補地で建てても同程度の駐車場は確保できるのか。

(事務局) 旧市民病院管理棟を活用するならば、横に増築するため、想定として現在の半分ほどの敷地面積を使用することとなる。そうすると駐車場は少し狭くなると考えている。

(議長) 敷地面積についてだが、前回の資料を見返すとどちらも同じくらいの大きさ。ただ旧市民病院は全部を使用できるのか。

(事務局) 全体の敷地面積の半分ほどを想定している。

(議長) 仮に旧市民病院跡地を候補地として決定した場合、将来的な増築などを考えるとリサイクルプラザと比較して使用できる面積は全体の半分ほどの敷地面積となるのか。

(事務局) 今はそれで試算している。

(議長) 資料3を前提として協議した結果、コストがかなり違うのは大きいと思う。リサイクルプラザを利用した方がコストは少額で済む。その辺が理由にはなと思う。リサイクルプラザを利用する方向で良いか。

大体の方向性としては、基本リサイクルプラザでいくことになるのでは。

(異議なし)

(事務局) コストを比較するとそこに視点が集中してしまうが、コスト面だけでなく、災害リスクなど全体的に考えた場合、8施設の中で一番有力なのはリサイクルプラザ。ただやはり建設費30億円は高いと思う。

例えば福岡共同公文書館は3階建てで鉄筋コンクリートだが、リサイクルプラザで考えた場合、敷地面積が広いので平屋で建てるのが可能だ。すると、鉄筋ではなく鉄骨造になりコストが安くなるのではないかなど、建築部門の方から意見をいただいている。財政面からすると30億円からいかに安くできるかがポイントであり、また先ほど委員からあったように、実際は全面建て替えの方が安く済むのではないかなど、比較していく必要がある。

8か所の候補地から1つに決まった中で、いかに安く公文書館等を建てることのできるかを次の基本計画で示していくことになると考えている。

(議長) 今の話だと(候補地の)敷地面積が広い方が、今後の様々な可能性や選択性が広が

るというふうに考えて良いか。

(事務局) そう考えている。

(議長) では基本的な方向としてリサイクルプラザを第1位に上げる。あとはやはり経費をどれだけ下げることができるのか、専門的な知識を入れて詰めて作業していただきたい。そういう方向でよろしいか。

(異議なし)

(委員) ちなみに他の市町村で、共同で参加してもらえないところはないのか。それによって少しでも費用を負担してもらうことができれば熊本市の財政としても少しコンパクトにできるのと、他の市町村の分の文書を入れたら利用者も増えるのではないか。

(委員) 呼びかけてみても良いかもしれない。

(事務局) 他の自治体で同じく中間書庫などの件で動いている自治体があれば、「一緒にやりませんか」という声かけはできるので、そういう視点では検討してみたい。

(委員) 家裁の文書廃棄のニュースで関心は高まっているだろう。

(委員) 県と一緒に連動できないのか。県は公文書をどうしているのか。

(議長) 県に公文書館はあるが、ヴァーチャル（電子）である。条例は早く作ったが、物理的に建物を作り保管しているわけではない。実際はバラバラに保管されている。

(委員) 県こそ大量に公文書を保管している可能性がある一方で、保管場所が欲しいのではと思うが。他の市町村に声をかけるよりも県に話を持ち掛けたほうが乗ってくるのではないか。

(事務局) 令和元年頃の話であるが、熊本県の文書管理の担当者に保管場所の話聞いた。県は、県内各地に支所があるため、それらを一括して管理しようとは思っていないという話だった。また、県庁の地下は書庫に改良されているため、今のところ県は公文書の置き場所には不自由していないと思われる。

(議長) 4～5年前に公文書館の議論を始めた頃は、市役所本庁舎の建て替えに合わせて、本庁舎に書庫のスペースを組み込んで設計し建て替えるというのが理想だと考えてい

た。しかし最近の議論を見るとそういうタイミングではないようだ。

リサイクルプラザを第一候補に決定して、他に様々な可能性をもう少し詰めて検討していただくということで良いか。

(異議なし)

(議 長) では、今までの話にも関連してくるが、答申骨子について事務局から説明をお願いしたい。

※事務局より公文書の管理の在り方の答申骨子について説明。

(議 長) 公文書の管理に関する諮問への答申であるため、公文書の管理を中心に検討してもらっているという考えで良いと思う。現在、文書分類表を整備してもらっているが、そもそも公文書を作成する時に、公文書の効率的な管理、保存に結び付く様な配慮を前提とするような注意喚起が一言必要ではないか。

(事務局) 公文書の作成、保管、管理、廃棄、歴史公文書に至るまでの全体の流れを、文書分類表に基づいて適切に管理していくことを述べたい。

(委 員) 最近家庭裁判所で、少年事件の文書が廃棄されてしまった。最高裁から(重要事件は)保存せよという指示は出ているが、全部廃棄していた。その少年事件の判決が確定した頃は、大事件だという認識があっただろうが「30年で廃棄」というルールに当てはめてしまい、廃棄した。30年後の担当者にはそれが大事件であったという認識がなくなっていたのだろう。であるため、文書を作成する時点で「これは歴史的に重要で永久保存すべきである」など、どこかに一言残すべき。その文言が入っていれば、廃棄許可の判子を押す人が気づいて文書は残っていくはずだった。

文書を廃棄するか延長保存するか判断する時に、作成者の意識は誰も分からなくなっている。30年経てば関係者はいなくなるし記憶もなくなる。だから、どこかに文書作成当時の意識を書き残しておくようなシステムが必要である。

(委 員) 家裁の件は現物確認ができないにしても、リストを見ればチェックできた話だと思う。

(委 員) 「これは歴史的資料であると思われる」のような言葉がリストの下に書いてあればよかった。保存する際に何かしらの工夫が必要だと思う。30年後にこれは重要であるという意識を喚起するものが。

(委員) 裁判所の行政事務担当は3～4年のスパンしかいないが、役所は語り継ぐことができる。裁判所は機械的にやればよいという認識だったのだろう。だがおっしゃる通り、入ったばかりの人と30年目の人とは意識を共有できない。今の学生に「同時多発テロ」と言っても、事件以後に生まれているのでわからない。

(委員) そもそもチェックせず機械的に廃棄していたのだろう。

(議長) この委員会がそうしたチェック機能を果たしているのだが、1つのチェック機関だけでは漏れが出てくるので、保存に移す際に「要注意」など作成現場が一目でわかるシグナルをつけておくことは重要だと思う。

(委員) しかし、それに頼りすぎると作成時は重要性が分からなかった文書であっても、後年になって重要になる文書もあると思うので、あくまで一つの手段として考えるべきだ。

(委員) 文書を作成する人と廃棄の判断をする人が違うので難しいところである。

(議長) 他に意見はないか。

(議長) 資料1の集中管理の在り方の(2)(3)の公文書管理の量に関してもう少し検討を加えるということであるが、具体的にどのようなことを念頭に置いているのか。

(事務局) (3)については公文書の完結年度に、すぐ総務課に引き継ぐという考えであったが、実際の運用を見ると前年の文書などは我々も実務上見るので、例えば3年まではフロア内に保管しておき、その後に中間書庫に移管するなどの手法も考えられるのではないかと考えている。

(議長) その辺の検討次第では、集中管理に必要なキャパ、面積に関わってくるので慎重に検討していくべきだと思う。何が言いたいかということ、まず管理の量を減らす方法があつて、何か工夫できないかという発想は前後が逆だと思う。

現用文書から保管には移すが、日常業務で頻繁に役立てて機能を果たすために手元に置いておくことが重要だと考えるのであれば、その結果として書庫に移す分量が減る展開になると思う。それは大事で、全部の文書に移すことで日々の業務に支障をきたすのは本意でない。現場の事情を踏まえてもう少し考えてみるべきだ。

それと、1年保存の文書は処分のコストを考える必要がある。費用をかけて書庫に移して1年経過後にすぐ廃棄することについて検討がいるだろう。

他に意見はないか。答申はどこまで具体的に書くか悩ましいところではあるが、次

の委員会で具体的に検討するということが良いか。

(事務局) 今回、骨組みより少し具体的な部分まで書いたつもりである。これを答申案という形で次の委員会で提示したうえで意見をもらい、最終答申に繋げていきたいと考えている。

(委員) 答申の中には候補となる建物、場所も入るイメージか。

(事務局) そこまで議論が進めば答申の中に入れていただきたい。

(議長) その検討内容が書きぶりにも影響するかもしれない。もし答申を書くとしたら、筋立てて、なぜこの場所が候補として優勢なのかしっかりと書かないといけない。

他にもいろいろ意見や指摘があったが、それも勘案してこの骨子案に肉付けをするということが良いか。

(異議なし)

議事(3) その他 中間書庫及び公文書館候補地の現地視察について

※事務局より中間書庫及び公文書館候補地の現地視察について及び注意事項について説明。

(議長) 他に意見がなければ、以上で第13回熊本市公文書等管理委員会を終了する。